

〈たたき台〉 国による医療 DX の批判的検討ならびに 医療保障充実につながるデジタル技術の活用について

京都府保険医協会

医療情報の収集・利活用を「目的化」せず患者のための情報連携システムを！

今、私たちが求める医療情報共有の仕組み

- ① リアルタイムに患者の医療情報が共有できること
- ② EHR・PHR とともに、医療にかかる以外のことに患者情報が利活用されないよう万全のセキュリティを構築すること
- ③ 医療情報は患者のものであり、自己情報コントロール権保障を法制化した上でその活用についての制度設計を行うこと
- ④ 医療情報の一次利用は、診療の場での的確・迅速な診断・治療を補助するものとする
- ⑤ 医療情報の二次利用は、医学研究、学会活動、創薬、治験等に限定すること
- ⑥ システム導入にかかる必要経費は全額国費で負担すること
- ⑦ インフラ整備が出来ない医療機関への人的サポートの仕組みをつくること

○ 一般民間営利事業者による医療情報の利活用は禁止すべき

民間営利事業者による営利のみを目的とした医療情報の利活用は禁止を。民間 PHR は利活用する医療情報の範囲や事業者の審査、セキュリティ管理等、十分時間をかけた検討を。

○ デジタル技術を使った診療の発展を

在宅酸素や CPAP、FreeStyle リブレ等、デジタル技術を使ったモニタリング手法は保険収載され、医療現場に普及している。臨床に役立つデジタル医療機器の開発・普及は重要課題である。デジタル化は患者の医療保障前進のために。

○ 個人情報保護の絶対基準の順守を

忘れられる権利（情報削除権）、アクセスログ通知（自己情報が使われる全ての場合の通知・確認制度）、罰則規定強化が基本。医療情報は患者・国民等のものである原則に立ち返り、患者自ら提供する情報を選択・判断できる仕組みに。

○ 現在のマイナンバー制度を絡めず、シンプルな設計の情報共有システムから

民間営利事業者による患者データの活用を排除し、マイナンバー制度と絡めず、シンプルな設計から情報共有システムのスタートを。